

令和6年度 医薬品副作用被害救済制度に関するeラーニング講座
運用管理、サポート、改修等業務の仕様書

1. 業務名

令和6年度 医薬品副作用被害救済制度に関するeラーニング講座、運用管理、サポート、改修等業務

2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という）健康被害救済部においては、一般の方及び医療関係者等に対して医薬品副作用被害救済制度（以下「救済制度」という）について、種々の媒体を用いた広報活動を実施しており、その一環として令和2年10月20日に医療関係者向けのeラーニング講座を作成したところである。医療関係者の自己学習や医療機関等における研修会等で利用されることを目的としている。

eラーニング講座はインターネット上、救済制度特設ページ内、
https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html
に公開しており、救済制度の出前講座と同等の内容が誰でも受講できるようになっている。

現在、利用者の把握や医療機関での院内研修等で利用頻度等について把握する為、eラーニングの媒体を委託業者に外部サーバで管理してもらっている。

令和4年度は前後編のべ26,881PV/12ヵ月、令和5年度は前後編のべ41,985PV/6ヵ月（4月～9月末）の再生数となっている。令和6年度においても再生数の向上が見込まれるため、第1部～第3部のべ40,000PV/年を想定し、それに向けた管理、及び統計データ等の修正に伴う資料の改修がある為、これらの業務に対応できる専門業者に業務を委託する。

3. 業務の範囲及び内容

業務の範囲は、救済制度に係るeラーニング講座に関する事項とし、eラーニング講座の運用管理、サポート、講座の改修等の業務とする。その内容詳細は以下のとおりとする。

(1) eラーニング講座の運用について

運用管理は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

eラーニング講座を受託業者のサーバに置き、運用等を行う。サーバメンテナンスを定期的に行い、不具合が生じた場合は速やかに復旧に努めること。動画再生数は第1部～第3部のべ約40,000PV/年を目安とする。

eラーニング講座コンテンツとして、①第1部～第3部の動画②第1部～第3部のスライドPDFと救済制度解説小冊子PDF等の資料③問い合わせ先を掲載する。①～③の順に掲載し、必要に応じてコンテンツのレイアウトの修正等を行うこと。

令和6年度より、①の動画掲載付近に動画ダウンロードリンクを新たに設置すること。ダ

ダウンロードファイルについては MP4 形式とする。

現在公開中のページレイアウトと近似的なページを作成し、サーバと共にドメインの提供を行うこと。ドメインについては現在公開中のドメインを参考にすること。現在公開されているホームページと操作に一貫性を持たせ、PC だけでなくスマートフォンやタブレットなどからも閲覧が可能なものとする。

なお、令和 6 年 4 月 1 日の本公開までにレイアウト案を提示して PMDA の承諾を得ること。

また、第 3 部動画視聴後にアンケート画面に遷移させること。受講者アンケートの運用方法・内容については、別添を参照。

(2) e ラーニング講座のサポート業務について

- ① 受講者からの e ラーニングの使用方法等に関する問い合わせへの対応。
- ② 受講者アンケート結果の集計を行い、適宜確認できるようにする。PMDA の求めに応じてアンケート統計リスト Excel データを報告する。もしくはアンケート統計リスト Excel データのダウンロードページを作成するなどの方法を用意すること。

毎月 1 日（休日の場合は翌営業日）に前月分、2 週間に 1 度月曜日（休日の場合は翌営業日）に前 2 週間分、期間中のアンケート統計リスト Excel データおよび、e ラーニングの視聴回数（動画の再生ボタンを押した回数）と視聴完了数（動画を最後まで視聴した回数）を PMDA に報告する。

- ③ 医療機関等から院内研修での利用の申し出が想定されるため、通常の受講者アンケートと同じ設問内容で、申し出があった医療機関ごとのアンケートページ (URL) を作成する。

なお、医療機関からのアンケート集計依頼の窓口および案内は PMDA で行う。

また、アンケートページに入力された内容について医療機関ごとの集計表 Excel データを作成し 3 営業日以内に PMDA に報告する。

(3) e ラーニング講座の改修作業

e ラーニング講座資料・ホームページについて、必要に応じて改修を行う。

令和 6 年 8 月を目途に、e ラーニング講座の改修作業を行う。PMDA が修正した動画ナレーション原稿と、新規 PowerPoint スライドを新規の e ラーニング動画として制作するとともに、令和 6 年 10 月 17 日までにホームページへの掲載を行うこと。その際、PMDA が修正した動画ナレーション原稿と、新規 PowerPoint スライド案をもとに e ラーニング講座の再構成を行うこと。

e ラーニング動画およびアニメーション等を反映させた PowerPoint スライドをホームページ掲載前に PMDA に提出し、了解を取った上でホームページ掲載を行うこと。

4. 個人情報の管理・取扱いについて

本業務で取り扱う個人情報については、「個人情報保護法」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（総管情第 85 号 平成 16 年 9 月 14 日発出）に基づいて管理を行うこと。

5. 著作権について

- (1) 資料に関しては本著作権に関する全ての著作権（著作権法第 21 条ないし第 28 条に定める権利を含む。）、使用权等、作品に係る一切の権利を、PMDA に譲渡するものとする。
- (2) 本著作権については、正当な権利を取得した第三者及びその他の指定する者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使しないものとする。

6. 再委託について

- (1) 受注者は、受注業務の e ラーニング講座の運用管理業務部分を除いて、第三者に再委託することはできない。e ラーニング講座の運用管理業務を再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこととし、事前に再委託先等を PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成のうえ、PMDA に提出すること。また、受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告のうえ承認を受けること。
- (2) 受注者又は本業務の一部の委託を受けた業者（以下この項において「委託元業者」という。）から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受注者が取りまとめのうえ、PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務については 6.（1）に準拠する。

7. 本業務の選定について

本業務については、一般競争入札により、落札者を決定する。

8. 秘密保持について

PMDA から提供する情報については、秘密保持契約の対象とする。

なお、本項目の詳細用件については秘密保持契約書に明記してあるので、受注者においては別途書類提出を求めることとする。

9. 納入成果物及び納入方法

- (1) 本改修業務において製作した e ラーニングの電子媒体等を記録した DVD-R を 1 枚
- (2) 業務完了報告書（紙媒体 2 部、電子媒体を記録した CD-R（又は DVD-R）を 1 枚

10. 納入期限

上記「9. 納入成果物及び納入方法」については令和 7 年 3 月 28 日厳守。

11. 検収及び業務の完了

落札者からの業務完了報告書の提出後、PMDA 担当者による検収を受けること。納入成果物の全部又は一部に不合格となるものが存在した場合、落札者の負担により是正した上で、再度、PMDA 担当者による検収を受けること。

PMDA 担当者による検収終了をもって、業務完了とする。

12. その他

仕様書にない事項又は仕様書について生じた疑義については、両者協議の上、解決するものとし、本業務の実施に当たっては、PMDA 担当者の指示に従い実施すること。

13. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部 企画管理課 國井

電話：03-3506-9460

E-mail：[kunii-yosuke●pmda.go.jp](mailto:kunii-yosuke@pmda.go.jp)（●を半角アットマークに置き換えて下さい）